

平成二十八年十月十八日受領  
答 弁 第 四 八 号

内閣衆質一九二第四八号

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本とインドの原子力協定に関する覚書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本とインドの原子力協定に関する覚書に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの覚書にいう「必要な国内手続に関するものを含む技術的な詳細」とは、法的な見地からの検討を含むインドとの原子力協定の文言を確定させるために必要な調整を指すものである。

三及び四について

お尋ねの点については、インド側と鋭意調整を行っているところである。

五及び六について

仮にインドが核実験を行った場合には日本からの協力を停止するという我が国の立場はインド側も了解している。また、同国との原子力協定については、技術的な詳細が完成した後に署名されることが確認されている段階であり、現時点でその文言についてお答えすることは差し控えたい。